

介護職員等特定処遇改善加算金の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 今治市社会福祉協議会(以下「法人」という。)給与に関するすべての規程に規定する給与とは別に、厚生労働省が創設した介護職員等特定処遇改善加算制度(以下「特定加算制度」という。)に基づき法人の介護職員等に対し支給する特定処遇改善加算金(以下「特定加算金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 法人の常用職員または有期契約職員の別を問わず、厚生労働省の定める介護職員等特定処遇改善加算金の支給対象職員を別表のとおりとする。

(支給額)

第3条 特定加算金の支給額は、特定加算制度による加算見込額の範囲内において、会長が定める額とする。

(支給)

第4条 特定加算金の支給は、年度分を、特定処遇改善手当(一時金)として給与とは別に支給する。

(在籍の限定)

第5条 特定加算金は、支給日現在に在籍していない者について、支給しない。

(経験・技能のある介護職員の基準設定)

第6条 経験・技能のある介護職員の基準設定の考え方は、原則、勤務10年以上の介護福祉士とする。

(その他)

第7条 この規程は、特定加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

1. この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表

介護職員等特定処遇改善加算対象事業所の職員

対象事業所	対象職員（正規、嘱託、臨時、パート、再雇用） 共通
訪問介護事業 通所介護事業 地域密着型通所介護事業 訪問入浴介護事業 認知症対応型共同生活介護事業	ホームヘルパー 介護員 生活相談員 看護職員 機能訓練指導員 計画作成担当者
小規模多機能型居宅介護事業	事務員、栄養士、調理員で介護職員の兼務辞令 又は労働条件通知書に兼務が明記されている 職員